

令和6年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく 対応状況等に関する調査結果

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）」に基づき、市町村は関係機関と連携の上、高齢者虐待の防止体制の構築や通報・相談への対応を行い、県は、情報提供や必要な助言など市町村が高齢者虐待に適切に対応できるように支援してきました。

今般、高齢者虐待防止法第25条に基づき、和歌山県における令和6年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を公表するとともに、併せて養護者による高齢者虐待の状況についても公表します。

※割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

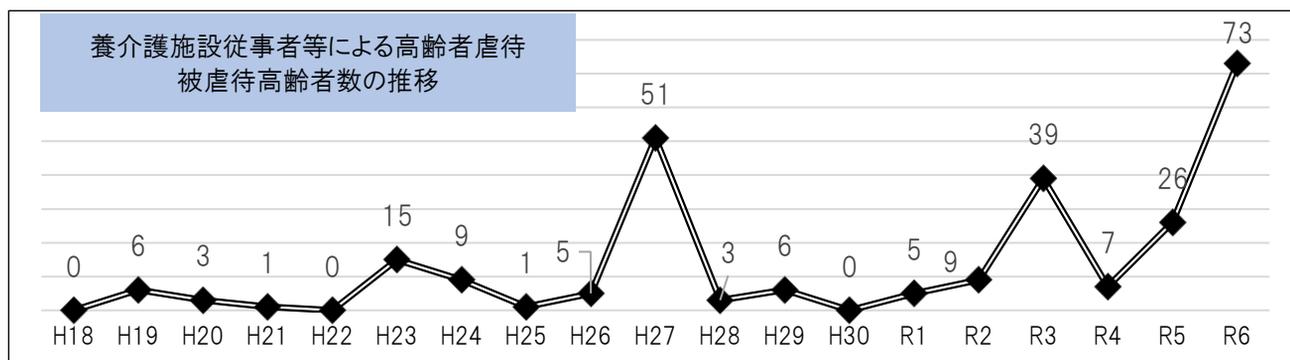
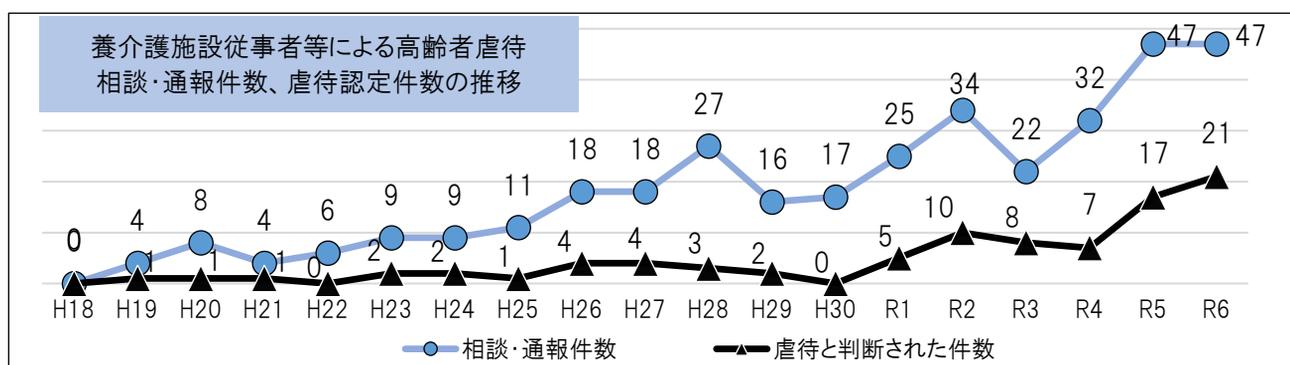
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

令和6年度において、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は47件（うち県内市町村で受け付けたもの47件、県が直接相談・通報を受理したもの0件）で、前年度と同数となっています。

事実確認調査の結果、虐待の事実が認められた件数は21件で、前年度より4件（23.5%）増加しました。

被虐待高齢者数は73人で、前年度より47人（180.7%）増加しています。



(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、相談・通報者53人に対して、「当該施設管理者等」が18人（34.0%）と最も多く、次いで「当該施設職員」が17人（32.1%）でした。

相談・通報者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	等当該施設管理者	医療機関従事者 (医師含む)	介護支援専門員	介護サービス相談員	地域包括支援 センター職員	職員	社会福祉協議会	国民健康保険 団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	計
人数	0	6	17	1	18	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	4	53
割合(%)	0.0	11.3	32.1	1.9	34.0	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.3	7.5	100.0

(3) 事実確認の状況

令和6年度において、「事実確認を行った事例」は51件(94.4%)、「事実確認を行っていない事例」は3件(5.6%)でした。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」は21件(38.9%)、虐待の「事実が認められなかった事例」が22件(40.7%)、虐待の「判断に至らなかった事例」は8件(14.8%)でした。

事実確認調査の状況

区分	件数	うち令和6年度内 に通報・相談 があったもの	うち令和6年度 前に通報・相談 があったもの	割合(%)
事実確認を行った事例	51	44	7	94.4
事実が認められた事例	21	18	3	38.9
事実が認められなかった事例	22	20	2	40.7
判断に至らなかった事例	8	6	2	14.8
事実確認を行っていない事例	3	3	0	5.6
虐待ではなく調査不要と判断した事例	1	1	0	1.9
調査を予定している又は検討中の事例	2	2	0	3.7
都道府県へ調査を依頼した事例	0	0	0	0.0
その他	0	0	0	0.0
合計	54	47	7	100.0

(4) 虐待の種別・類型、深刻度

虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が43人(58.9%)と最も多く、次いで「介護等放棄」が29人(39.7%)、「心理的虐待」が7人(9.6%)の順でした。

虐待の種別・類型(複数回答)

区分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	計
人数	43	29	7	0	0	79
割合(%)	58.9	39.7	9.6	0.0	0.0	—

(注)割合は被虐待高齢者73人に対するもの。

虐待の深刻度は4段階評価で「1(軽度)」が54人(74%)、「2(中度)」が18人(24.7%)でした。

虐待の程度(深刻度)の割合

虐待深刻度 (4段階)	1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	その他	計
人数	54	18	0	0	1	73
割合(%)	74.0	24.7	0.0	0.0	1.4	100.0

【用語解説】虐待深刻度

深刻度区分	説明
1(軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2(中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3(重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

(5)被虐待高齢者の性別・年齢

性別では「女性」が64人(87.7%)、「男性」が9人(12.3%)でした。
年齢別では、「90～94歳」が20人(27.4%)と最多でした。

被虐待高齢者の性別

	男性	女性	計
人数	9	64	73
割合(%)	12.3	87.7	100.0

被虐待高齢者の年齢別

区分	65歳未満 障害者	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不明	計
人数	1	0	1	4	13	16	20	15	2	1	73
割合(%)	1.4	0.0	1.4	5.5	17.8	21.9	27.4	20.5	2.7	1.4	100.0

(6)要介護状態区分

被虐待高齢者の要介護状態区分では、「要介護5」が30人(41.1%)と最も多く、次いで「要介護4」が22人(30.1%)の順であり、「要介護3以上」が全体の9割以上を占めました。

被虐待高齢者の要介護状態区分

区分	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	不明	計	要介護3以上 (再掲)※
件数	0	0	0	1	4	14	22	30	2	73	66
割合(%)	0.0	0.0	0.0	1.4	5.5	19.2	30.1	41.1	2.7	100.0	90.4

(7)認知症日常生活自立度

被虐待高齢者について、認知症日常生活自立度「Ⅱ以上の者」は62人(84.9%)でした。

被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

区分	自立又は 認知症なし	自立度 Ⅰ	自立度 Ⅱ	自立度 Ⅲ	自立度 Ⅳ	自立度 Ⅴ	認知症あるが、 自立度不明	認知症の有無が不明	計	自立度Ⅱ以上 (再掲)※
件数	0	0	7	24	2	0	29	11	73	62
割合(%)	0.0	0.0	9.6	32.9	2.7	0.0	39.7	15.1	100.0	84.9

※「認知症あるが、自立度不明」を含みます。

【用語解説】

「認知症日常生活自立度」とは

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活の自立度をみるもので、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの5段階でⅠが軽度、Ⅴが最も重度となっています。

(8) 虐待の事実が認められた養介護施設等の種別

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム」が11件(52.4%)と最も多く、次いで、「有料老人ホーム」が5件(23.8%)、「認知症対応型共同生活介護」が2件(9.5%)、「介護老人保健施設」、「小規模多機能型居宅介護等」、「訪問介護等」がそれぞれ1件(4.8%)でした。

虐待があった養介護施設等の種別

区分	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	施設療養型医療院	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	養護老人ホーム・軽費老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	その他(居宅介護支援等)	合計
件数	11	1	0	2	5	1	0	0	1	0	0	21
割合(%)	52.4	4.8	0.0	9.5	23.8	4.8	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	100.0

(9) 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

虐待を行った養介護施設従事者等の職種については、「介護職」が21人(100.0%)でした。

虐待を行った養介護施設従事者等の職種

区分	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他(生活相談員)	不明	計
人数	21	0	0	0	0	0	0	21
割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(10) 虐待を行った養介護施設従事者等の性別、年齢

性別では「男性」が16人(76.2%)、「女性」が5人(23.8%)でした。

年齢別では、「30歳～39歳」が4人(19.0%)、「30歳未満」が3人(14.3%)、「40歳～49歳」が2人(9.5%)、「50歳～59歳」が1人(4.8%)、「不明」が11人(52.4%)でした。

虐待を行った養介護施設等の従事者の性別

区分	男性	女性	計
人数	16	5	21
割合(%)	76.2	23.8	100.0

虐待を行った養介護施設等の従事者の年齢

区分	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
人数	3	4	2	1	0	11	21
割合(%)	14.3	19.0	9.5	4.8	0.0	52.4	100.0

(11) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

虐待が発生した養介護施設等に対し、市町村または県が行った対応について、「施設等に対する指導」が23件、「改善計画提出依頼」が16件、「従事者等への注意・指導」が12件でした。

なお、介護保険法上の権限行使による指導等は26件、老人福祉法上の権限行使による指導等は1件でした。

老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応(複数回答)

	施設等に対する指導	改善計画提出依頼	従事者等への注意・指導
市町村が実施	19	13	10
都道府県が実施	4	3	2

(注)市町村と都道府県が重複して実施した場合は、両者にそれぞれカウント

介護保険法、老人福祉法上の権限行使(複数回答)

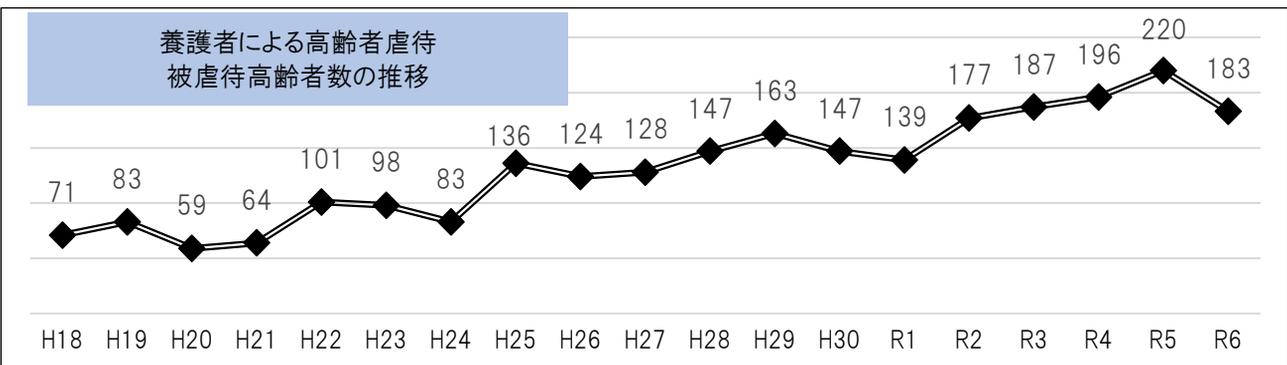
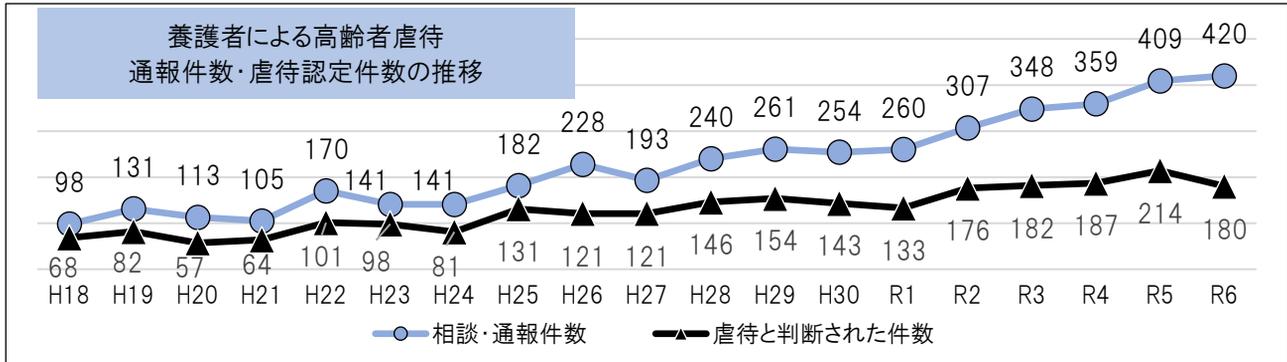
	介護保険法の規定に基づく権限の行使	老人福祉法の規定に基づく権限の行使
市町村が実施	16	1
都道府県が実施	10	0

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

令和6年度に県内市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は420件で、前年度より11件(2.7%)増加しました。

また、市町村による事実確認調査の結果、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の件数は180件で、前年度より34件(15.9%)減少しました。



(2) 相談・通報者

令和6年度の相談・通報者の内訳は、相談・通報者436人に対して、「警察」が135人(31%)と最も多く、次いで「介護支援専門員」が73人(16.7%)でした。

相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	計
人数	73	18	13	12	2	18	25	5	20	135	115	0	436
割合(%)	16.7	4.1	3.0	2.8	0.5	4.1	5.7	1.1	4.6	31.0	26.4	0.0	100.0

(注)1件の事例に対して複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数420件と一致しません。

(3) 事実確認の状況

令和6年度に「事実確認を行った事例」が401件(95.2%)、「事実確認を行っていない事例」は20件(4.8%)でした。

「事実確認を行った事例」のうち、「訪問調査を行った事例」が162件(38.5%)、「関係者からの情報収集を行った事例」が237件(56.3%)、「立入調査により事実確認を行った事例」は2件(0.5%)でした。

事実確認調査の状況

区分	件数	うち令和6年度		割合(%)
		内に通報・相談 があったもの	前に通報・相談 があったもの	
事実確認を行った事例	401	400	1	95.2
立入調査以外の方法により調査を行った事例	399	398	1	94.8
訪問調査を行った事例	162	161	1	38.5
関係者からの情報収集を行った事例	237	237	0	56.3
立入調査により調査を行った事例	2	2	0	0.5
警察が同行した事例	2	2	0	0.5
援助要請をしなかった事例	0	0	0	0.0
事実確認を行っていない事例	20	20	0	4.8
うち、相談・受理した段階で、明らかに虐待ではなく 事実確認不要と判断した事例	18	18	0	4.3
うち、相談・受理し、後日、事実確認を予定している 又は事実確認の要否を検討中の事例	2	2	0	0.5
合計	421	420	1	100.0

(4) 虐待の種別・類型、深刻度

虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が105人(57.4%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が65人(35.5%)、「介護等放棄」が32人(17.5%)、「経済的虐待」が29人(15.8%)の順でした。

虐待の深刻度は4段階評価で「1(軽度)」が96人(52.5%)と最も多く、次いで「2(中度)」が31人(16.9%)、「3(重度)」が12人(6.6%)、「4(最重度)」が3人(1.6%)の順でした。

虐待の種別・類型(複数回答)

区分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	計(累計)
人数	105	32	65	29	0	231
割合(%)	57.4	17.5	35.5	15.8	0.0	—

(注)割合は被虐待高齢者183人に対するもの。

虐待の程度(深刻度)の割合

虐待深刻度 (4段階)	1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	その他	計
人数	96	31	12	3	41	183
割合(%)	52.5	16.9	6.6	1.6	22.4	100.0

【用語解説】虐待深刻度

1-(4)の用語解説を参照してください。

(5)被虐待高齢者の性別・年齢

性別では「女性」が149人(81.4%)、「男性」が34人(18.6%)と、「女性」が全体の8割以上を占めていました。年齢別では、「80～84歳」が59人(32.2%)と最多でした。

被虐待高齢者の性別

区分	男性	女性	計
人数	34	149	183
割合(%)	18.6	81.4	100.0

被虐待高齢者の年齢別

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	計
人数	13	25	33	59	34	19	183
割合(%)	7.1	13.7	18.0	32.2	18.6	10.4	100.0

(6)要介護認定者数及び要介護状態区分

被虐待高齢者183人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済」の者は106人(57.9%)で、5割強が要介護認定者でした。

要介護認定者106人における要介護状態区分は、「要介護1」が34人(32.1%)と最も高く、次いで「要介護2」が20人(18.9%)、「要介護3」が14人(13.2%)で、「要介護3以上」の占める割合は27.4%でした。

被虐待高齢者の介護保険申請状況

区分	人数	割合(%)
未申請	65	35.5
申請中	9	4.9
認定済	106	57.9
認定非該当(自立)	2	1.1
認定非該当(予防)	1	0.5
不明	0	0.0
計	183	100.0

要介護認定者の要介護状態区分

区分	人数	割合(%)
要支援1	14	13.2
要支援2	9	8.5
要介護1	34	32.1
要介護2	20	18.9
要介護3	14	13.2
要介護4	10	9.4
要介護5	5	4.7
不明	0	0.0
計	106	100.0
(再掲)要介護3以上	29	27.4

(7)要介護認定者数の認知症日常生活自立度

被虐待高齢者のうち要介護認定者106人における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上の者」は76人(71.7%)であり、被虐待高齢者全体183人の41.5%を占めました。

要介護認定者の認知症日常生活自立度

区分	自立又は認知症なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	認知症あるが、自立度不明	認知症の有無が不明	計	自立度Ⅱ以上(再掲)※
件数	8	9	23	13	2	1	37	13	106	76
割合(%)	7.5	8.5	21.7	12.3	1.9	0.9	34.9	12.3	100.0	71.7

※「認知症あるが、自立度不明」を含みます。

【用語解説】

「認知症日常生活自立度」とは

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活の自立度をみるもので、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの5段階でⅠが軽度、Ⅴが最も重度となっています。

(8) 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が117人(63.9%)、「虐待者及び他家族と同居」が41人(22.4%)と、被虐待高齢者183人のうち158人(86.3%)が虐待者と同居していました。

虐待者との同居・別居

区分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	計
人数	117	41	23	0	2	183
割合(%)	63.9	22.4	12.6	0.0	1.1	100.0

(9) 被虐待高齢者の家族構成

被虐待高齢者183人のうち「未婚の子と同居」が68人(37.2%)と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が55人(30.1%)、「単独世帯」が19人(10.4%)の順でした。

被虐待高齢者の家族構成

区分	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	計
人数	19	55	68	14	14	12	1	183
割合(%)	10.4	30.1	37.2	7.7	7.7	6.6	0.5	100.0

(10) 被虐待高齢者からみた虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者191人の関係は、「息子」が79人(41.4%)と最も多く、次いで「夫」が49人(25.7%)、「娘」が34人(17.8%)の順でした。

被虐待高齢者からみた虐待者との関係

区分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	計
人数	49	10	79	34	3	1	2	3	10	0	191
割合(%)	25.7	5.2	41.4	17.8	1.6	0.5	1.0	1.6	5.2	0.0	100.0

(11) 虐待者の年齢

虐待者191人の年齢は、「50～59歳」が52人(27.2%)と最も多く、次いで「70～79歳」(「70～74歳」と「75歳～79歳」の合計)が30人(15.7%)の順でした。

虐待者の年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1	3	6	25	52	23	11	11	19	16	12	3	9	191
割合(%)	0.5	1.6	3.1	13.1	27.2	12.0	5.8	5.8	9.9	8.4	6.3	1.6	4.7	100.0

(12) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(分離の有無)

虐待への対応として、「虐待者から分離を行った事例」の被虐待高齢者は57人(30.0%)でした。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」の被虐待高齢者数は78人(41.1%)でした。

虐待の対応策としての分離の有無

区分	人数	割合(%)
虐待者から分離を行った事例	57	30.0
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	78	41.1
現在対応について検討・調整中の事例	1	0.5
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	50	26.3
その他	4	2.1
計	190	100.0

(注)虐待の対応には、令和5年度以前に虐待と認定して令和6年度に対応した分を含むため、合計人数は令和6年度の虐待判断事例における被虐待高齢者数183人と一致しません。

(13) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(分離を行った事例の対応内訳)

分離を行った事例の対応は、「やむを得ない事由等による措置」が27人(47.4%)と最も多く、「契約による介護保険サービスの利用」が10人(17.5%)、次いで、「緊急一時保護」、「上記以外の住まい、施設等の利用」がそれぞれ6人(10.5%)の順でした。

分離を行った事例の対応内訳

区分	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	10	17.5
やむを得ない事由等による措置	27	47.4
緊急一時保護	6	10.5
医療機関への一時入院	5	8.8
上記以外の住まい・施設等の利用	6	10.5
虐待者を高齢者から分離(転居等)	3	5.3
その他	0	0.0
計	57	100.0

【用語解説】

- ・「契約による介護保険サービスの利用」とは、本人の同意等により契約による介護保険サービスの利用を行うことをいいます。
- ・「やむを得ない事由等による措置」とは、要介護認定を待つ時間的余裕がない場合等の「やむを得ない事由」により、契約による介護保険サービスが著しく困難な被虐待高齢者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により特別養護老人ホームの入所やショートステイ等の介護サービスを利用させることをいいます。
- ・「緊急一時保護」とは、「契約による介護保険サービスの利用」及び「やむを得ない事由等による措置」以外で、被虐待高齢者を緊急かつ一時的に保護することをいいます。

(14)虐待の事実が認められた事例への対応状況(分離していない事例の対応内訳)

「養護者に対する助言・指導」が39人(50.0%)と最も多く、次いで「経過観察(見守り)」が29人(37.2%)、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が17人(21.8%)の順でした。

分離していない事例の対応内訳(複数回答)

区分		人数	割合(%)
経過観察(見守り)		29	37.2
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	39	50.0
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	1.3
	被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	2	2.6
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	17	21.8
	被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5	6.4
その他		9	11.5
計(累計)		102	

(注)割合は、分離をしていない被虐待高齢者78人に対するものです。

(15)権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握しました。

「成年後見制度」については、「利用開始済」が9件、「利用手続き中」は2件であり、そのうち「市町村長申立」による事例は9件でした。

「日常生活自立支援事業の利用」は1人でした。

成年後見制度の利用状況

区分	人数
調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済	1
調査対象年度内に成年後見制度利用開始済	8
成年後見制度利用手続き中	2

(内数)

市町村長申立あり	9
市町村長申立なし	1

日常生活自立支援事業利用状況

区分	人数
日常生活自立支援事業利用開始	1

【用語解説】

- ・「成年後見制度」とは、判断能力が不十分な成年者を保護する制度をいいます。
- ・「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者など判断能力が不十分な者を対象に、利用者との契約により、預金の払い戻し・預け入れの手続き等、日常生活の管理などを援助する事業です。

3 市町村における体制整備

県内市町村における高齢者虐待対応のための体制整備の状況について、令和6年度末の状況は次のとおりです。

	区分	R6実施市町村数	R6割合(%)
広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応窓口となる部局の住民への周知(令和6年度中)	28	93.3
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修(令和6年度中)	27	90.0
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による住民への啓発活動(令和6年度中)	25	83.3
	居宅介護サービス事業者に対する高齢者虐待防止法について周知(養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等。令和6年度中)	21	70.0
	介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知(養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等。令和6年度中)	21	70.0
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	29	96.7
ネットワーク	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	15	50.0
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	13	43.3
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	14	46.7
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	28	93.3
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	25	83.3
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	13	43.3
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	26	86.7
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	27	90.0
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	17	56.7
相談支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	29	96.7
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	29	96.7
	終了した虐待事案の事後検証	18	60.0
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)	20	66.7
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	12	40.0
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	21	70.0
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	8	26.7
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	15	50.0
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	27	90.0
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	27	90.0
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	18	60.0